

中高層集合住宅に関する取扱要綱

昭和 58年 4月 1日
水道事業管理者決定

改正 平成元年 4月 1日 平成 8年 9月 1日
平成 5年 4月 1日 平成19年 6月11日
平成27年 4月 1日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、加古川市水道事業給水条例施行規程（昭和39年水道事業管理規程第 2 号。以下「施行規程」という。）第21条の 2 第 2 項の規定に基づき、加古川市水道事業給水条例（昭和38年条例第11号。以下「条例」という。）第32条の 2 第 1 項の適用を受けようとする受水槽を設置している中高層集合住宅（以下「適用住宅」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 削除

(責任者の選定)

第 3 条 適用住宅において水道を使用しようとする場合は、あらかじめ責任者を選定し、責任者選定（変更）届（様式第 1 号）を上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に届出なければならない。

(届出)

第 4 条 前条により選定された責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届出なければならない。

- (1) 責任者に変更があつたとき（様式第 1 号）
- (2) 入居戸数に変更があつたとき（様式第 2 号）

(戸数の取扱い)

第 5 条 料金の算定の基礎となる戸数は、申請に基づく入居戸数とする。ただし、施行規程第21条の 2 第 1 項第 3 号に係る戸数の取扱いは、住居を専用としている住宅の入居戸数に 1（事務所・店舗等は、複数であつても 1 とする）を加えたものとする。
2 前項において、前条第 2 号による届出を受理したときは、あらかじめ管理者が定めた計量日前の最も近い届出による入居戸数とする。

(水道料金の算定)

第 6 条 水道料金の算定は、管理者が設置したメータで計量した水量を届出のあつた入居戸数により、条例第29条の規定に基づき算定するものとする。

(納付書の発行)

第 7 条 納付書は、責任者に発行する。

(水道料金等の納付)

第 8 条 前条により納付書の発行を受けた責任者は、遅滞なく納付期限内に水道料金等を納付しなければならない。

(適用の取消し)

第 9 条 次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱による適用を取り消すものとする。

- (1) 管理者が設置した1個のメータで給水しなくなつたとき。
- (2) 偽りの入居戸数を申請したとき。
- (3) 前各号のほか、施行規程第21条の2第1項に適合しなくなつたとき。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年4月1日)

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年4月1日)

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年9月1日)

この要綱は、平成8年9月1日から施行する。

附 則 (平成19年6月11日)

この要綱は、平成19年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。